

捨  
印

東京都知事 殿

印鑑登録と同じ表記で記入してください。  
個人の場合、以下のように個人の住所地と企業等の所在地を併記し、名称は屋号を記載してください。※全ての様式類は同様に記載。

個人の住所地 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号  
企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
企業等の名称 都庁法律事務所  
代表者役職・氏名 新宿 花子

提出日を記入してください。  
書類は提出期限までに提出してください。【厳守】

企業等の所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号

企業等の名称 株式会社青山産業

代表者職・氏名 代表取締役 青山花子

印

事業計画書兼交付申請書

提出した印鑑証明書の印を押印してください。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金（以下「奨励金」という。）について、男性育業の推進を図るため、奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

期間は右記のとおりです。

第1回：8月6日～11月11日  
第2回：9月17日～12月23日  
第3回：11月5日～2月17日

1 奨励事業実施期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 交付申請額

金1,000,000円

3 企業等の概要等

(1) 企業等の概要

日本標準産業分類（大分類）に基づき、  
アルファベットと業種名を記載してください。  
3ページ目 日本標準産業分類（大分類）一覧参照。

業 種	製造業（ E ）		
常用労働者数	29名	内 訳	男性 15名 その他 14名 都内勤務 22名 都外勤務 7名
※1 配偶者が出産した男性労働者の数	3名	※2 育児休業等をした男性労働者の数	1名
※3 男性育業取得率（※2／※1）	33%（79%以下であることが申請要件です）		

※1 配偶者が出産した男性労働者とは、交付申請日が属する事業年度（事業年度とは、申請者の事業年度のことをいう。）の直前の事業年度（申請前事業年度）において、配偶者の出産等により、子を養育することになった男性労働者をいう。

※2 育児休業等をした男性労働者とは、交付申請日が属する年度の直前の事業年度において、育児休業又は出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した男性労働者をいう。

※3 育児・介護休業法第22条の2の定めにより男性育休取得率等を公表している企業等は、育児目的休暇を取得した男性労働者の数を差し引いた上で算出すること。育児目的休暇を取得した男性労働者の数を含めていない場合は、公表数値と同一の数値を記載すること。

(2) 男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者等

交付申請日が属する年度から直近5か年度において、合計30日以上の育業をした男性労働者等が1名以上いる。

(3) 常時雇用する労働者5名について

派遣、出向、請負又は委任の関係にある者並びに申請者以外の企業等と兼業・兼職等の関係にある者ではない。

日本標準産業分類(大分類)に基づき、  
アルファベットと業種名を記載してください。  
3ページ目 日本標準産業分類(大分類)一覽参照。

(4) グループ企業等の概要

※グループ企業等とする企業等が複数ある場合は、適宜、項目を追加してください。

企業等の名称 (業種)	株式会社都庁通信				情報通信業 ( G )	
代表者職・氏名	代表取締役 新宿太郎					
所在地	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号					
常用労働者数	20名	内 訳	男性	10名		
			その他	10名		
担当者連絡先	部署名	総務部総務課		グループ企業等の連絡窓口(担当者の情報)を記載してください。(書類提出の代理人ではありません。)		
	職・氏名	課長 都庁花子				
	電話番号 (代表)	00-1111-1111	電話番号 (担当者直通)	00-1111-1112		
	メールアドレス	hanakotocho@tocho.jp				

担当者の直通番号がありましたら記載してください。

(5) 本申請に係る連絡先

日中確実に連絡がとれる申請企業の連絡窓口(担当者の情報)を記載してください。(書類提出の代理人ではありません。)

部署名	総務部人事課				
担当者職・氏名	課長 都庁太郎				
連絡先	電話番号 (代表)	00-0000-0000	電話番号 (担当者直通)	00-0000-1111	
	メールアドレス	tarotocho@aoyama.jp			

担当者の直通番号がありましたら記載してください。

(6) 同意の確認

- 東京都のホームページにおける企業名等の公表に同意する。
- 東京都事業についての情報提供を受けることに同意する。
- 本事業におけるグループ企業等になることはできないことに同意する。

に✓を入れてください。

## 日本標準産業分類（大分類）一覧

A	農業, 林業	K	不動産業, 物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究, 専門・技術サービス業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	M	宿泊業, 飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業, 娯楽業
E	製造業	O	教育, 学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療, 福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業, 郵便業	R	サービス業（他に分類されないもの）
I	卸売業, 小売業	S	公務（他に分類されるものを除く）
J	金融業, 保険業	T	分類不能の産業